

昭島市交通安全計画

(素案)

令和8年9月

昭島市

交通安全都市宣言

我が国産業経済の伸長に伴い、交通量は著しく増加し、最近における幼児および青少年の死傷の第一位は、交通事故等の不慮の災害によるもので、その激増ぶりは真に憂慮すべきものがある。

とくに昭島市は、三多摩地方の要衝として、青梅線、五日市線、八高線の通過地点でありバス路線は、立川、京王、西武、五王等15路線が集中していると共に米軍基地が所在する国際都市として、路面交通の幅そうは日々増張し、これに伴う事故発生の激増は市民の大きな不安となっている。

このときにあたり、交通事故を未然に防ぎ、住民の生命と安全を守り、平和な明るい生活の確立を願う市民の総意のもとに交通事故の絶滅を期し、ここに昭島市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和37年4月1日

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 道路交通関係法令の改正状況	3
第2章 道路交通事故の状況	4
1 交通事故の概況	4
2 課題別交通事故発生状況	8
第3章 計画の目標	13
1 本計画の目標	13
2 前計画の目標と成果	13
第4章 重視すべき視点	14
1 高齢者の交通安全の確保	14
2 子どもの交通安全の確保	14
3 自転車の安全利用の推進	14
第5章 施策体系	15
1 施策体系	15
第6章 施策取組	16
1 道路交通環境の整備	16
2 交通安全意識の啓発	21
3 道路交通秩序の維持	24
4 被害者支援の充実と支援	24
5 災害時の交通安全の確保	25
第7章 計画の推進	26
1 計画の推進に向けた各主体の役割等	26
2 進行管理	26
資料編	27
1 昭島市交通安全対策連絡協議会設置規程	27
2 昭島市交通安全対策連絡協議会運営要綱	28

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

昭島市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条の規定に基づき「昭島市交通安全計画」を策定し、市、昭島警察署及び関係機関等が一体となって交通安全対策に関する施策の実施に取り組んできました。

前計画期間（令和3年度～7年度）中における令和7年の交通事故発生件数は302件、交通事故死傷者数は344人まで減少しましたが、高齢者や自転車乗車中の交通事故死傷者数は増加傾向にありました。

交通事故は、市民の安全で安心な暮らしを一瞬にして脅かすものであり、更なる交通事故の減少を目指す必要があります。交通事故を防止することは、行政機関や関係団体が協力するだけでなく、市民一人ひとりも日頃から意識しなければならない重要な課題です。

本計画は、令和9年から13年までの5年間に講ずべき陸上交通の安全に関する総合的な計画として策定し、交通事故による死者数をゼロに近付け、究極的には「交通事故のない安全で安心なまち昭島」の実現を目指します。

2 計画の基本理念

本市は、本格的な超高齢社会の到来を迎えています。また、交通手段の選択においても、地球環境問題への配慮が求められています。このような社会経済状況による変化を乗り越え、豊かで活力のある地域社会を構築していくためには、その前提として、市民すべての願いである「安全で安心して暮らすことができ、安全に移動することができる地域社会を実現」することが極めて重要です。交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関をはじめ、交通安全の確保は、安全で安心な地域社会の実現を図っていくための重要な要素です。

本計画では、国の第12次交通安全基本計画や第12次東京都交通安全計画の基本理念を踏まえ、次の3項目を基本理念とします。

昭島市交通安全計画の基本理念

1 交通事故のない地域社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない地域社会を目指します。

2 人優先の交通安全

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通について、子ども、障害のある人や高齢者等の交通弱者の安全を一層確保する必要があります。このような「人優先」の交通安全を基本に施策を推進します。

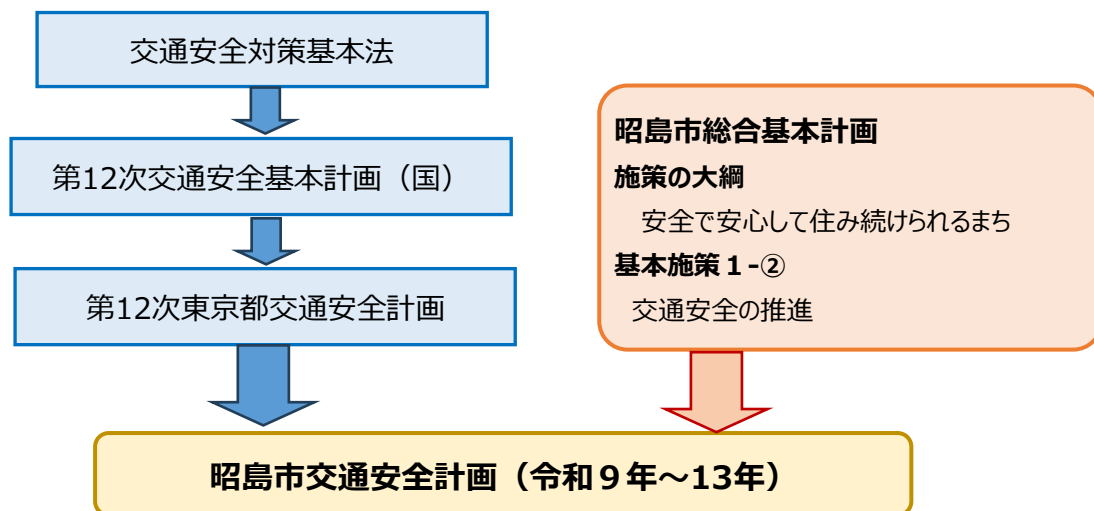
3 高齢化が進展しても安全に移動できる地域社会の構築

道路交通については、高齢の歩行者や自転車利用者の交通事故とともに、高齢運転者による交通事故の防止は喫緊の課題です。すべての交通分野で、高齢化の進展に伴い生じる、様々な交通安全の課題に向き合い、解決していく必要があります。高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ、豊かな人生を送ることができる地域社会、更に、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らすことができる共生社会を交通関係者の連携によって、構築することを目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法第26条の規定により、市内の陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市が今後推進する施策の大綱を定めたものです。

本計画は、「第12次東京都交通安全計画」及び市の上位計画である「昭島市総合基本計画（令和4年度～13年度）」との整合性を図り策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和9年から13年までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行うことができることとします。

計画名称/年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
(国) 交通安全基本計画	第11次計画				第12次交通安全基本計画					
東京都 交通安全計画	第11次計画				第12次東京都交通安全計画					
昭島市 総合基本計画	総合基本計画									
	前期計画					後期計画				
昭島市 交通安全計画	交通安全計画					交通安全計画				

※（国）交通安全基本計画、東京都交通安全計画及び昭島市総合基本計画の計画期間は、年度単位としているが、昭島市交通安全計画は、本計画より計画期間を暦年単位とする。

5 道路交通関係法令の改正状況

高齢者、自転車、危険運転など交通安全に関わる道路交通法等の改正が行われており、近年の主な法令の改正内容は次のとおりです。

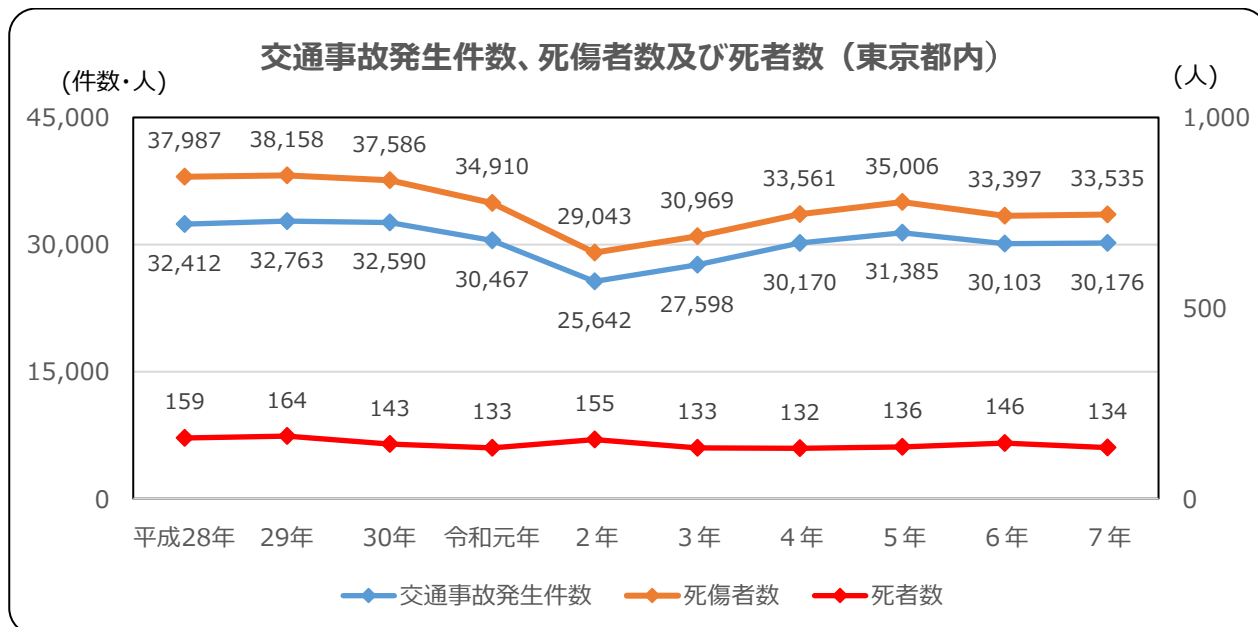
施行日	主な改正内容
令和8年9月1日	【生活道路の法定速度の見直し】 狭あいな道路（歩道と車道の区別がないことが多い）の安全対策を図るため、中央線、車両通行帯、中央帯等が設けられていない道路を自動車が行く際の法定速度（道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない道路における最高速度）を60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げました。 （道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号））
令和8年4月1日	【自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用】 自転車事故が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、16歳以上の自転車運転者に対し、交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度を導入しました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号））
令和7年3月24日	【運転免許証とマイナンバーカードの一体化】 希望者には、運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録することができることとなり、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号））
令和6年11月1日	【自転車運転時の携帯電話使用及び酒気帯び運転の禁止】 自転車運転中の「ながら運転（ながらスマホ）」の罰則強化及び酒気帯び運転を新たに罰則の対象としました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号））
令和5年7月1日	【特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等】 一定の基準を満たす電動キックボード等は「特定小型原動機付自転車」という新たな車両区分に位置付けられ、新しい交通ルールを適用しました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号））
令和5年4月1日	【自転車運転時のヘルメット着用の努力義務化】 全ての自転車利用者に乗車時のヘルメット着用を努力義務としました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号））
令和4年5月13日	【高齢者運転者対策の充実・強化】 高齢者（75歳以上）の運転免許更新手続について、認知機能検査の変更や違反者に対して運転技能検査を義務付けるなど、充実・強化を図りました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号））
令和2年6月30日	【妨害運転（あおり運転）に対する罰則等の創設等】 社会問題化した「あおり運転」について、運転行為に対する罰則を強化するとともに、運転免許の取消処分の対象に追加しました。 （道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号））

第2章 道路交通事故の状況

1 交通事故の概況

(1) 東京都内における交通事故発生件数、死傷者数及び死者数

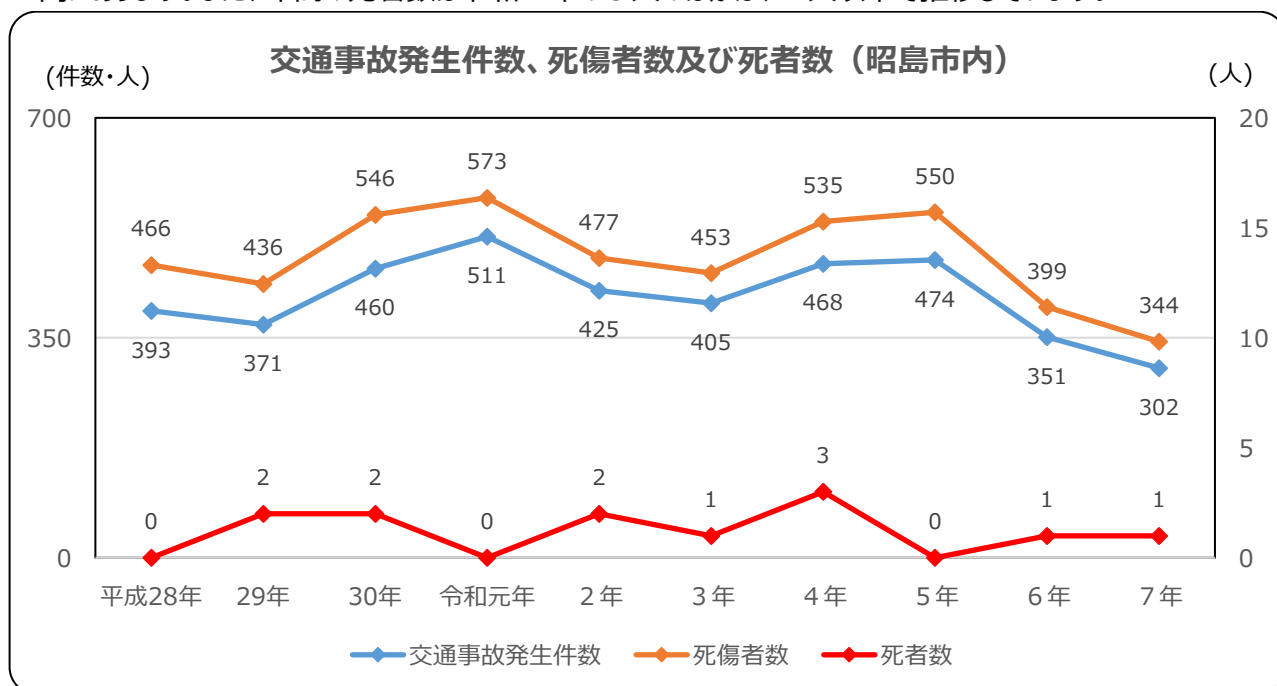
都内における交通事故発生件数や死傷者数の状況は、令和2年では新型コロナウイルス感染症の影響により外出の機会が大きく減ったことなどから減少しており、10年間の推移で見ても緩やかな減少傾向にあるといえます。また、死者数についても減少傾向にあることが分かります。



【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(2) 昭島市内における交通事故発生件数、死傷者数及び死者数

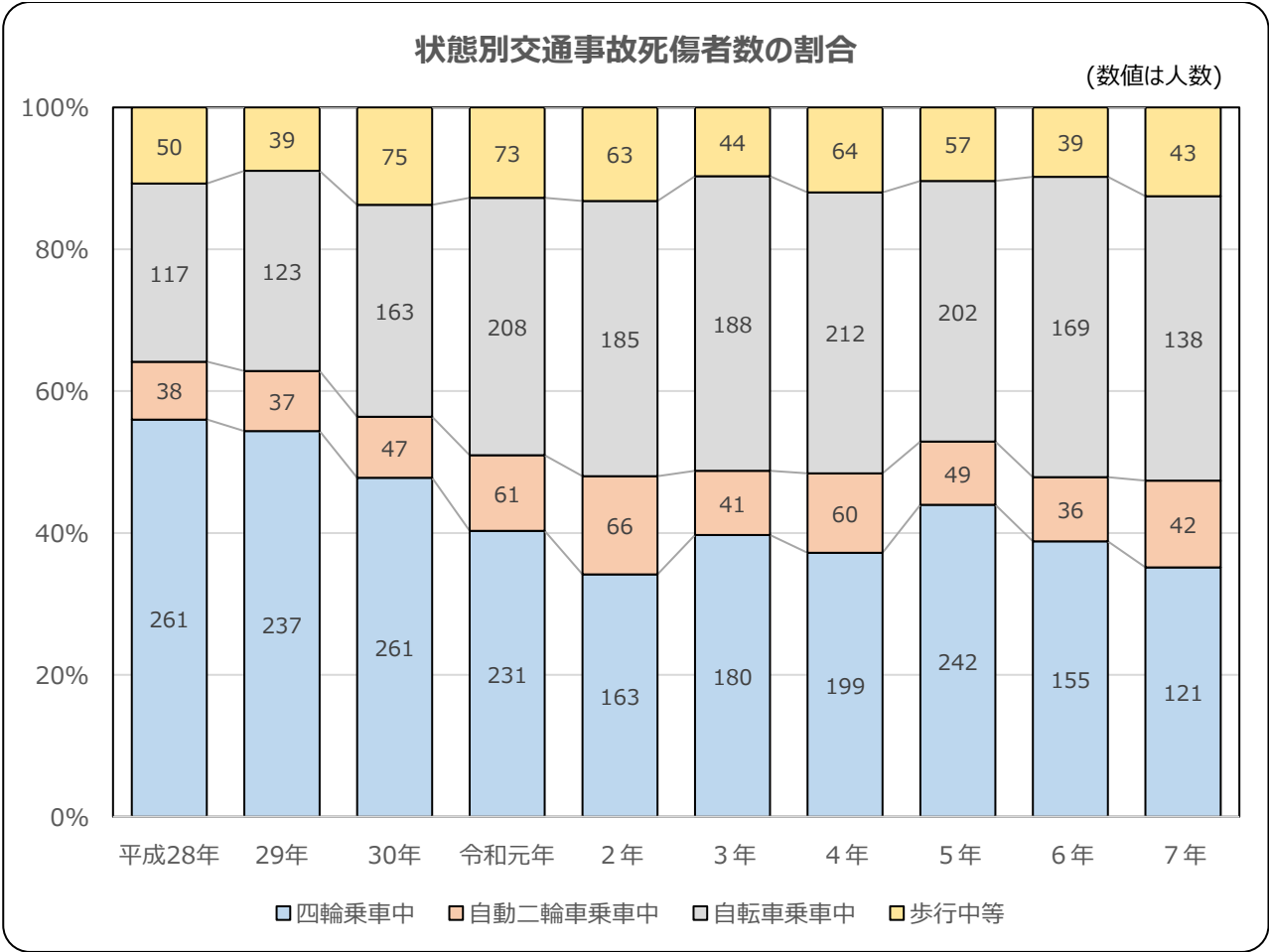
昭島市内における交通事故発生件数や死傷者数の状況は、令和2年から3年にかけて新型コロナウイルス感染症の影響より外出機会が大きく減ったことなどから減少しており、10年間の推移で見ても減少傾向にあります。また、年間の死者数は令和4年の3人のほかは、2人以下で推移しています。



【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(3) 状態別死傷者数

状態別死傷者数の割合の推移をみると、平成28年は四輪乗車中261人（56.0%）、二輪乗車中38人（8.2%）、自転車乗車中117人（25.1%）、歩行中等50人（10.7%）となっていますが、令和7年では、四輪乗車中121人（35.2%）、二輪乗車中42人（12.2%）、自転車乗車中138人（40.1%）、歩行中等43人（12.5%）となっており、事故件数は減少していますが、自転車乗車中の死傷者が全体に占める割合は増加しています。



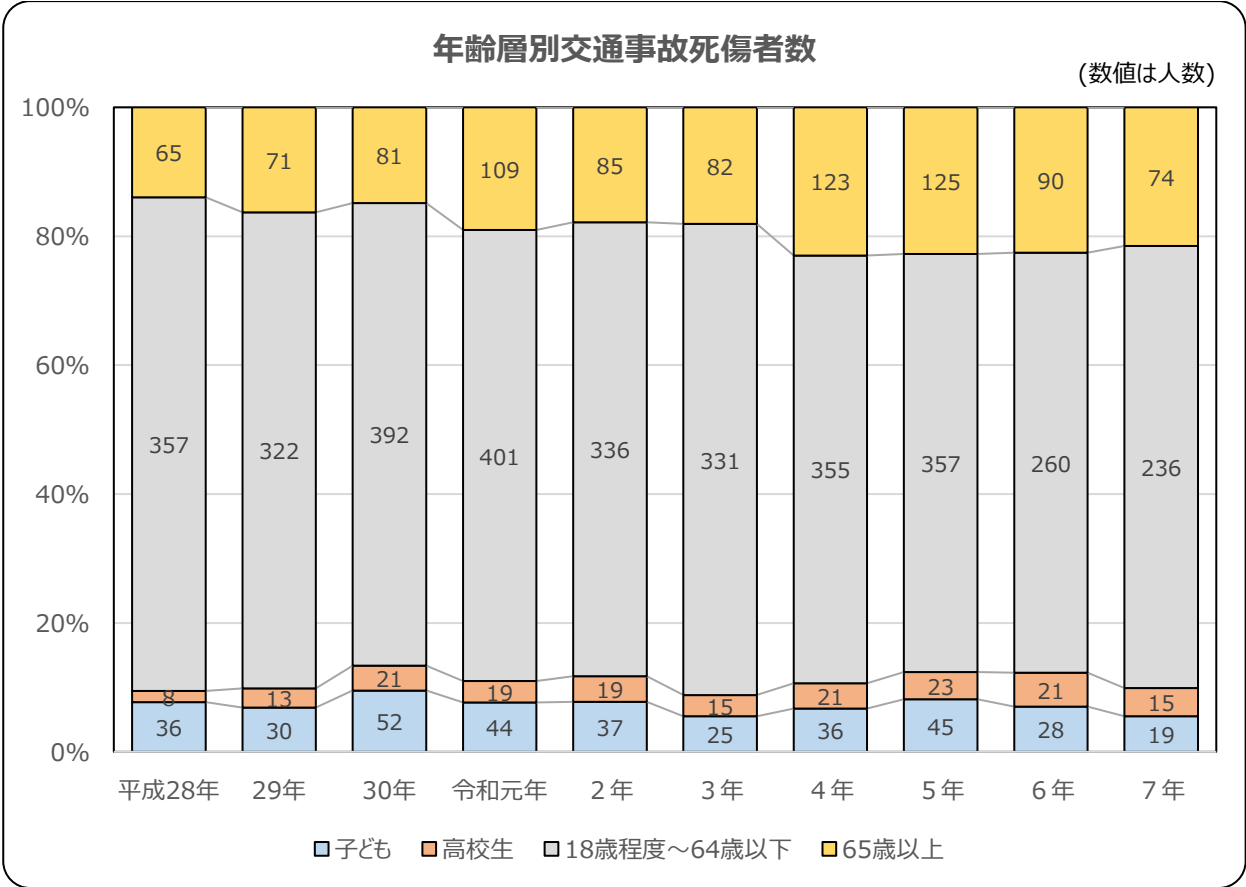
区分	平成28年		平成29年	
	死傷者数	割合	死傷者数	割合
四輪乗車中	261	56.0%	237	54.4%
二輪乗車中	38	8.2%	37	8.5%
自転車乗車中	117	25.1%	123	28.2%
歩行中等	50	10.7%	39	8.9%
合 計	466	100.0%	436	100.0%

令和6年		令和7年	
死傷者数	割合	死傷者数	割合
155	38.8%	121	35.2%
36	9.0%	42	12.2%
169	42.4%	138	40.1%
39	9.8%	43	12.5%
399	100.0%	344	100.0%

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(4) 年齢層別死傷者数

状態別死傷者数の割合をみると、平成28年は高齢者65人（14.0%）、高校生8人（1.7%）となっていますが、令和7年では、高齢者74人（21.5%）、高校生15人（4.4%）となっており、事故件数は減少していますが、高齢者や高校生の死傷者が全体に占める割合は増加しています。



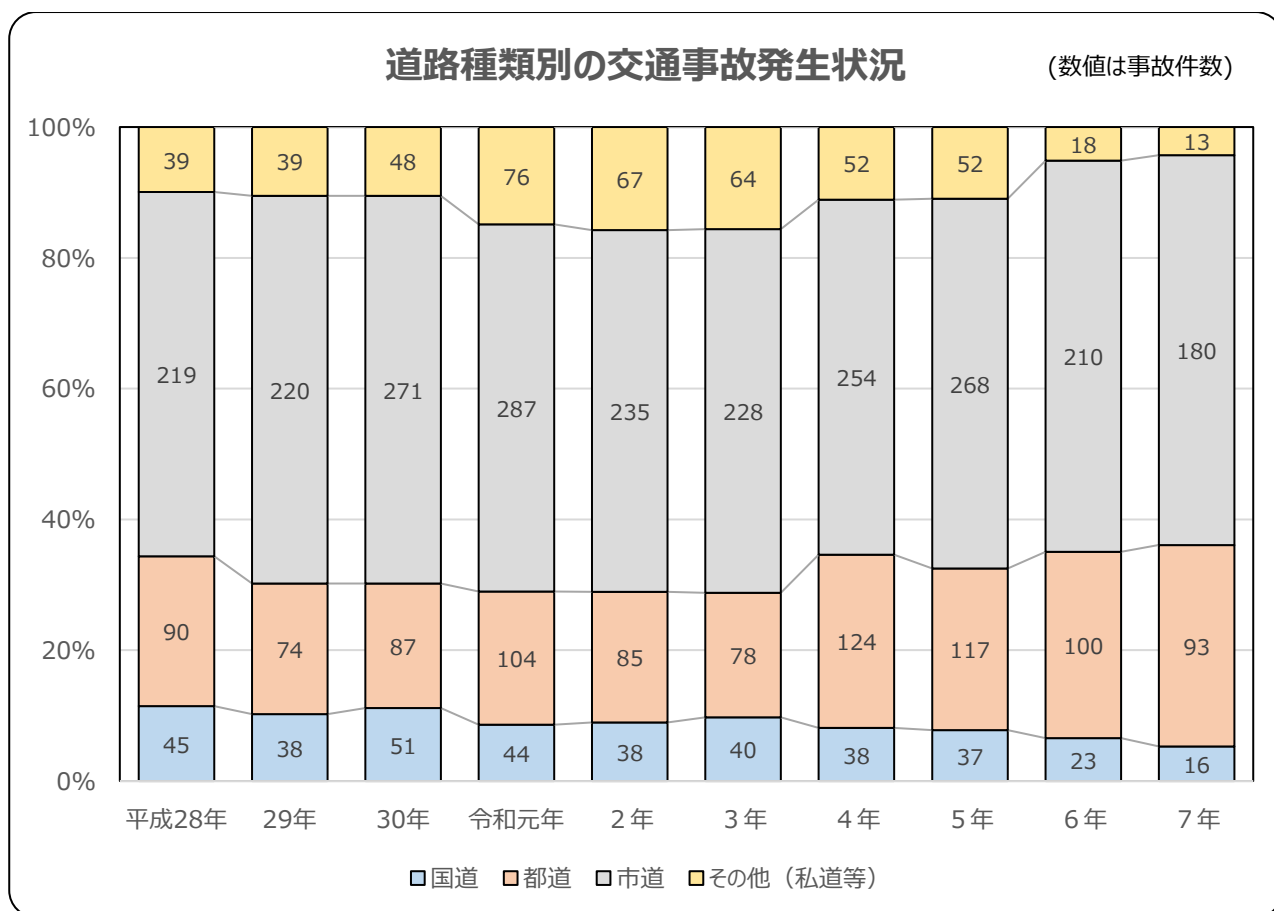
区分	平成28年		平成29年	
	死傷者数	割合	死傷者数	割合
子ども	36	7.7%	30	6.9%
高校生	8	1.7%	13	3.0%
18歳程度～64歳以下	357	76.6%	322	73.8%
高齢者(65歳以上)	65	14.0%	71	16.3%
合 計	466	100.0%	436	100.0%

令和6年		令和7年	
死傷者数	割合	死傷者数	割合
28	7.0%	19	5.5%
21	5.3%	15	4.4%
260	65.2%	236	68.6%
90	22.5%	74	21.5%
399	100.0%	344	100.0%

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(5) 道路の種類別事故発生状況

道路の種類別事故発生状況は、市道で起きる交通事故の割合は60%程度で推移しています。また、国道で発生する交通事故は減少傾向にありますが、都道で発生する交通事故は増加傾向にあります。



区分	平成28年		平成29年	
	事故件数	割合	事故件数	割合
国道	45	11.5%	38	10.2%
都道	90	22.9%	74	20.0%
市道	219	55.7%	220	59.3%
その他	39	9.9%	39	10.5%
合 計	393	100.0%	371	100.0%

※その他とは、私道等をいう。

令和6年		令和7年	
事故件数	割合	事故件数	割合
23	6.6%	16	5.3%
100	28.5%	93	30.8%
210	59.8%	180	59.6%
18	5.1%	13	4.3%
351	100.0%	302	100.0%

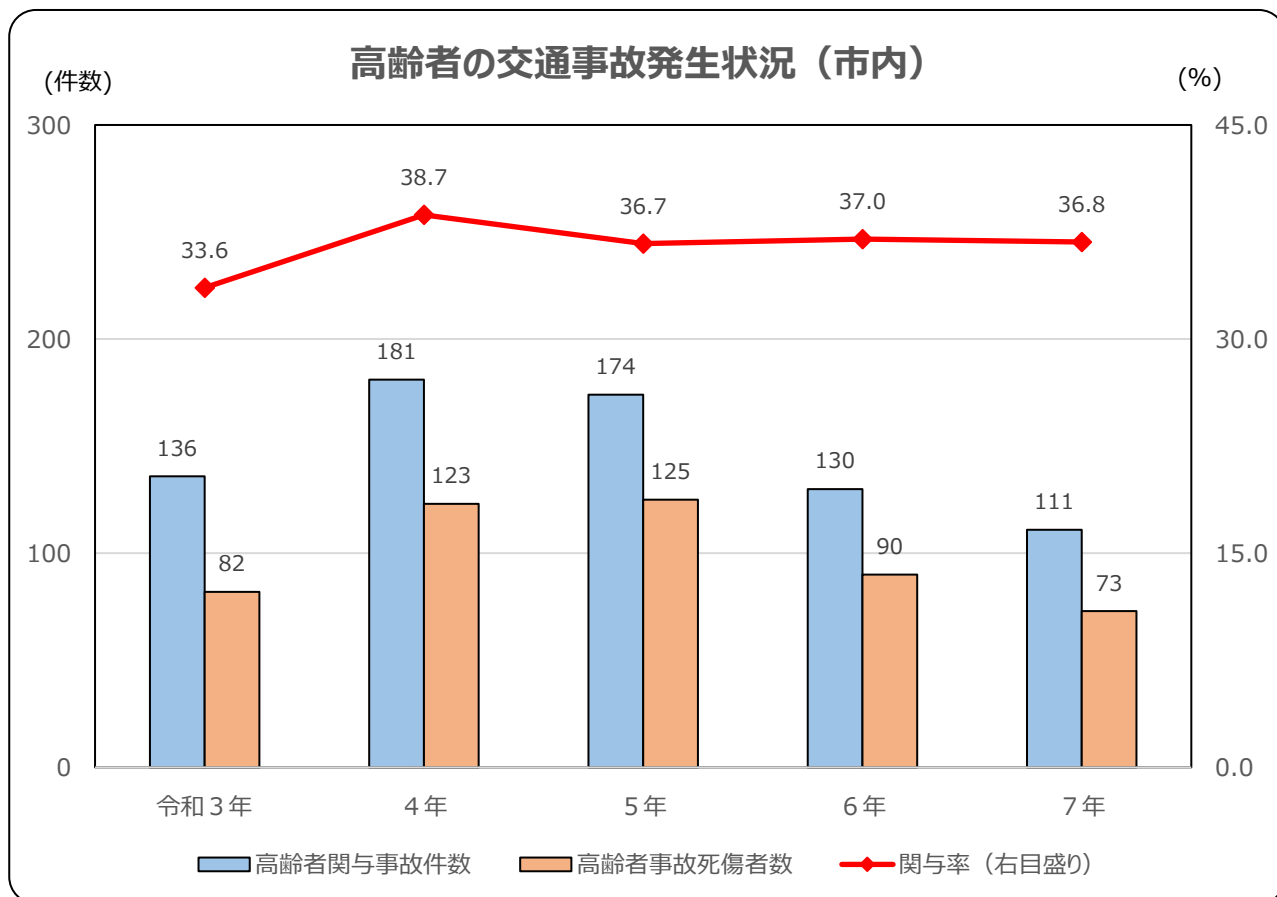
【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

2 課題別交通事故発生状況

(1) 高齢者の交通事故

高齢者が関与する事故（高齢者事故）が全事故に占める割合（関与率）は、30%を超えており、ほぼ横ばいで推移しています。

高齢者事故件数は、令和4年の181件をピークに、ここ数年は死傷者数とともに減少傾向にあります。



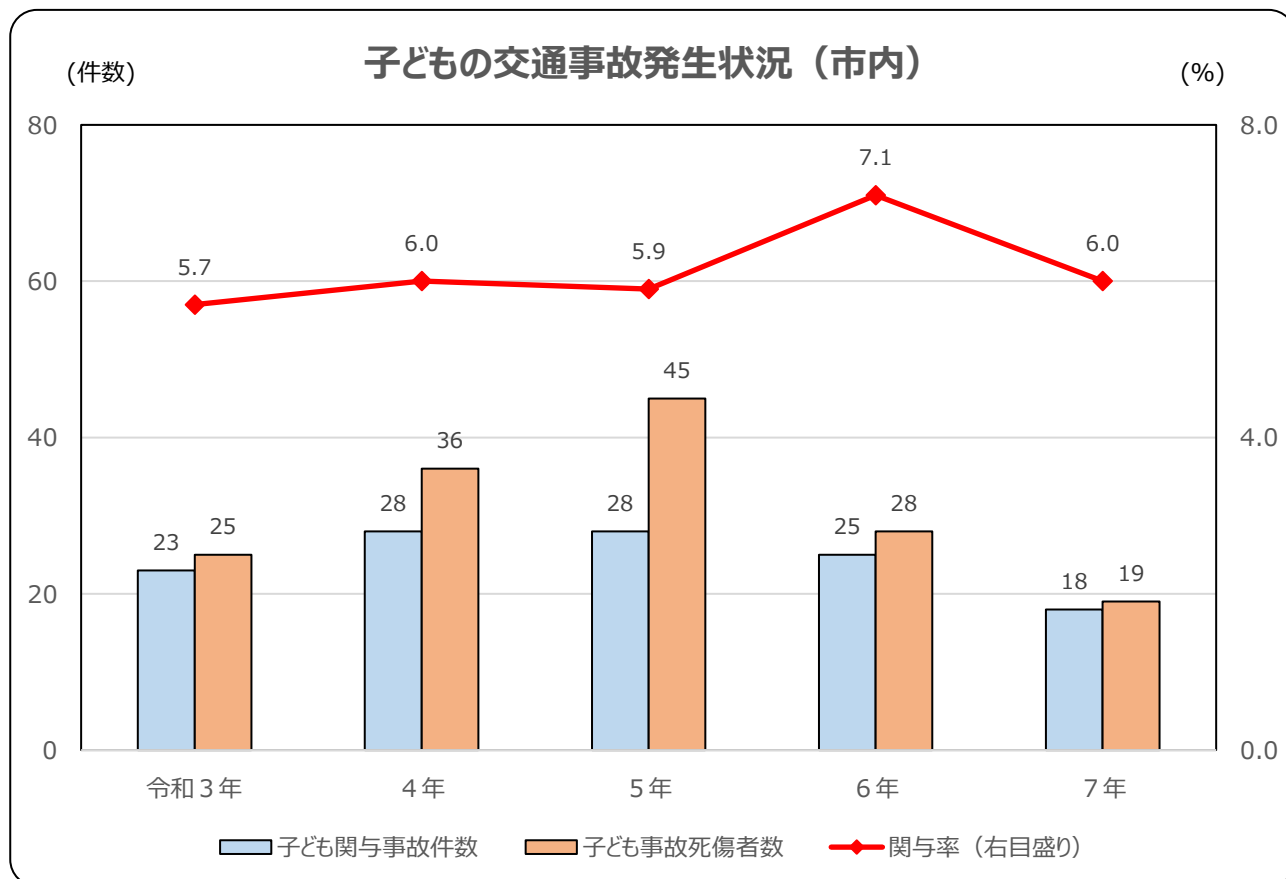
区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故件数（件）	405	468	474	351	302
高齢者関与事故件数（件）	136	181	174	130	111
関与率	33.6%	38.7%	36.7%	37.0%	36.8%
高齢者死傷者数（人）	82	123	125	90	74
死者数	0	1	0	0	1
負傷者数	82	122	125	90	73

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(2) 子どもの交通事故

子どもが関与する事故（子ども事故）が全事故に占める割合（関与率）は、6%前後で推移しています。

子ども事故件数及び子ども死傷者数は、令和5年の28件、45人から減少傾向にあります。



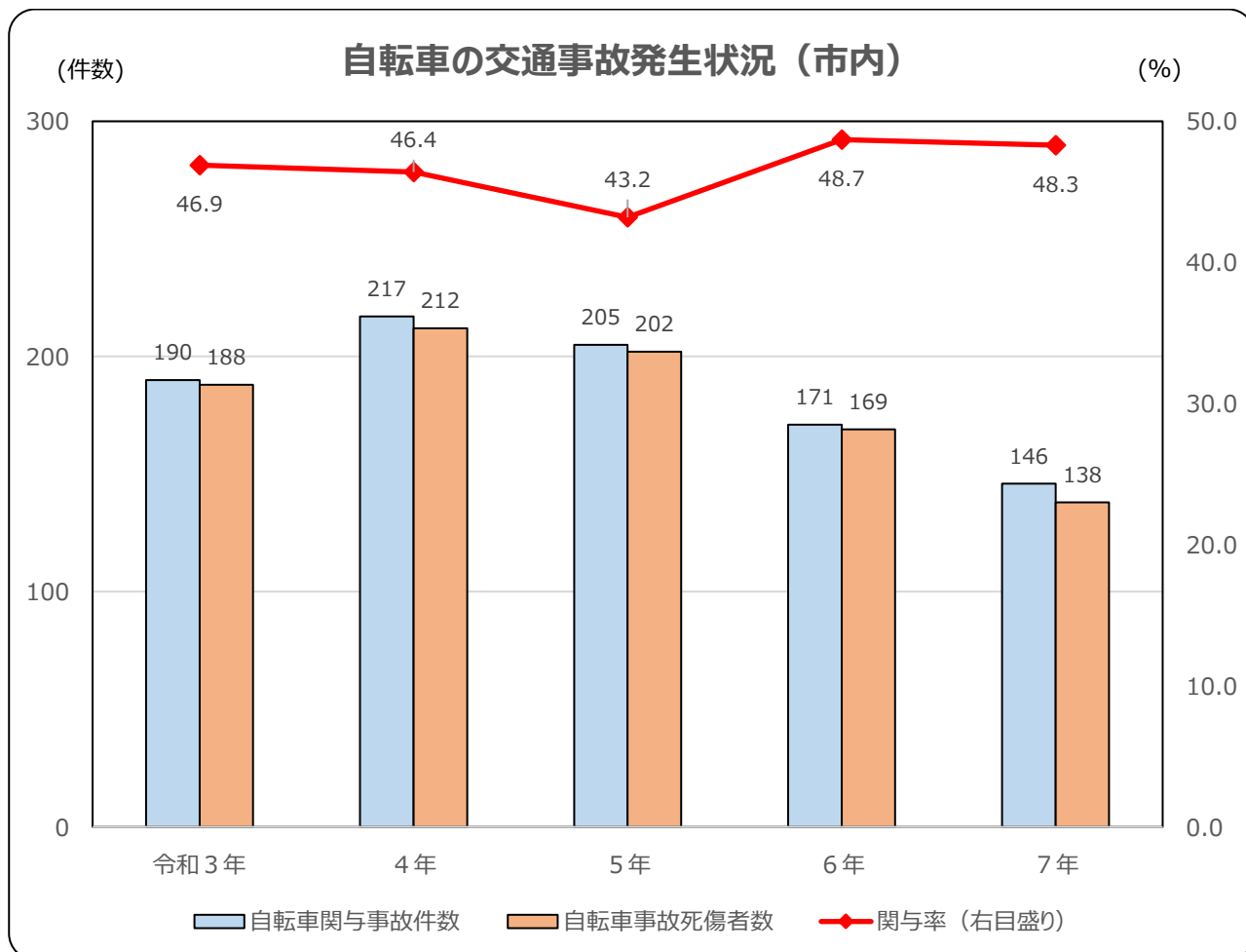
区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故件数（件）		405	468	474	351	302
子ども関与事故件数（件）		23	28	28	25	18
	関与率	5.7%	6.0%	5.9%	7.1%	6.0%
幼児	死傷者数（人）	7	12	8	3	1
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	7	12	8	3	1
小学生	死傷者数（人）	9	18	20	14	11
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	9	18	20	14	11
中学生	死傷者数（人）	9	6	17	11	7
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	9	6	17	11	7
合計	死傷者数（人）	25	36	45	28	19
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	25	36	45	28	19

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(3) 自転車の交通事故

自転車に関与する事故（自転車事故）が全事故に占める割合（関与率）は、令和５年までは減少傾向にありましたが、令和６年、令和７年では48%を超えています。

自転車事故件数及び自転車事故死傷者数は、令和４年をピークに減少傾向にあります。



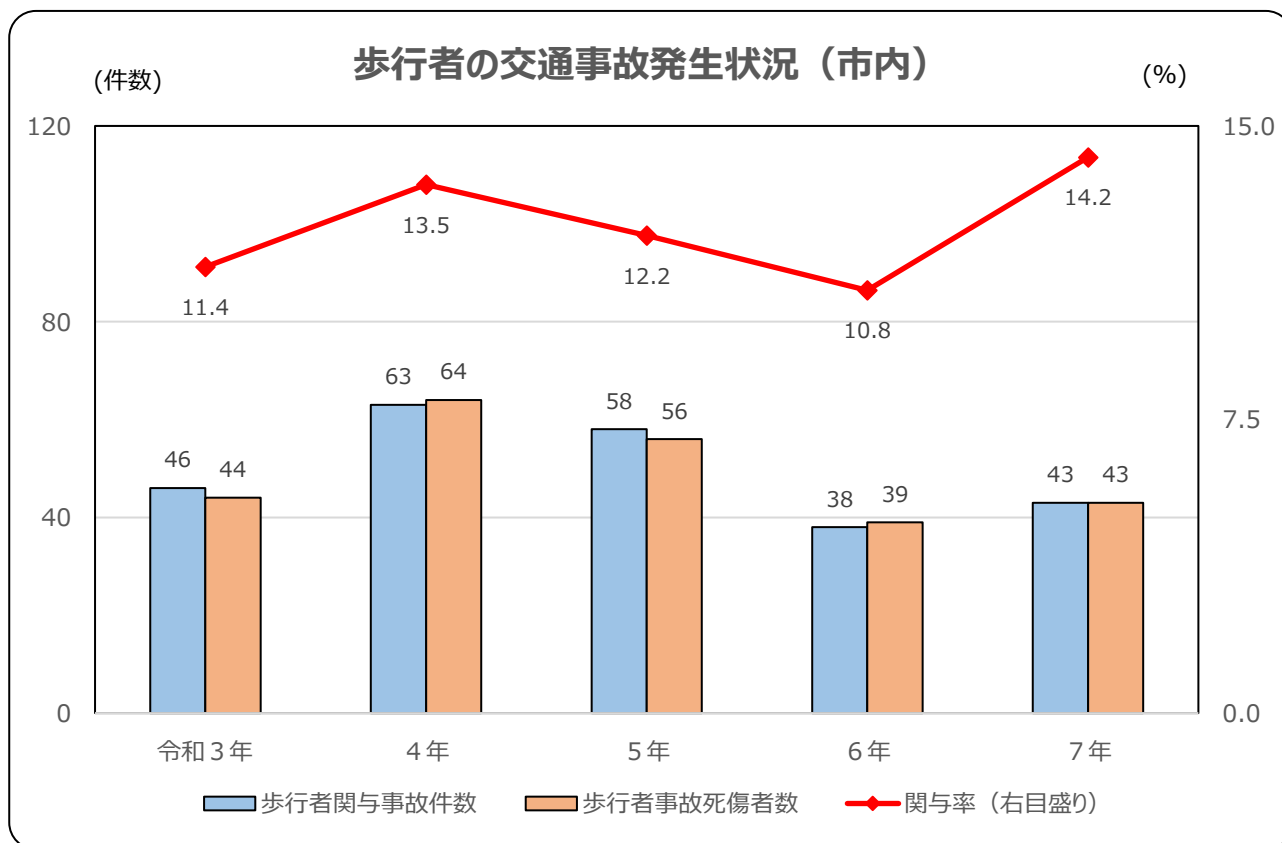
区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
交通事故件数（件）	405	468	474	351	302
自転車関与事故件数（件）	190	217	205	171	146
関与率	46.9%	46.4%	43.2%	48.7%	48.3%
自転車死傷者数（人）	188	212	202	169	138
死者数	1	1	0	1	0
負傷者数	187	211	202	168	138

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(4) 歩行者の交通事故

歩行者が関与する事故（歩行者事故）が全事故に占める割合（関与率）は、ほぼ13%前後で推移しています。

また、「歩行者が関与した事故件数の年齢層別」では、65歳以上の高齢者が占める割合は30%前後で推移しており、一定割合の高齢者が交通事故に関与していることが分かります。



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故件数（件）	405	468	474	351	302
歩行者関与事故件数（件）	46	63	58	38	43
関与率	11.4%	13.5%	12.2%	10.8%	14.2%
歩行者死傷者数（人）	44	64	56	39	43
死者数	0	1	0	0	1
負傷者数	44	63	56	39	42

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

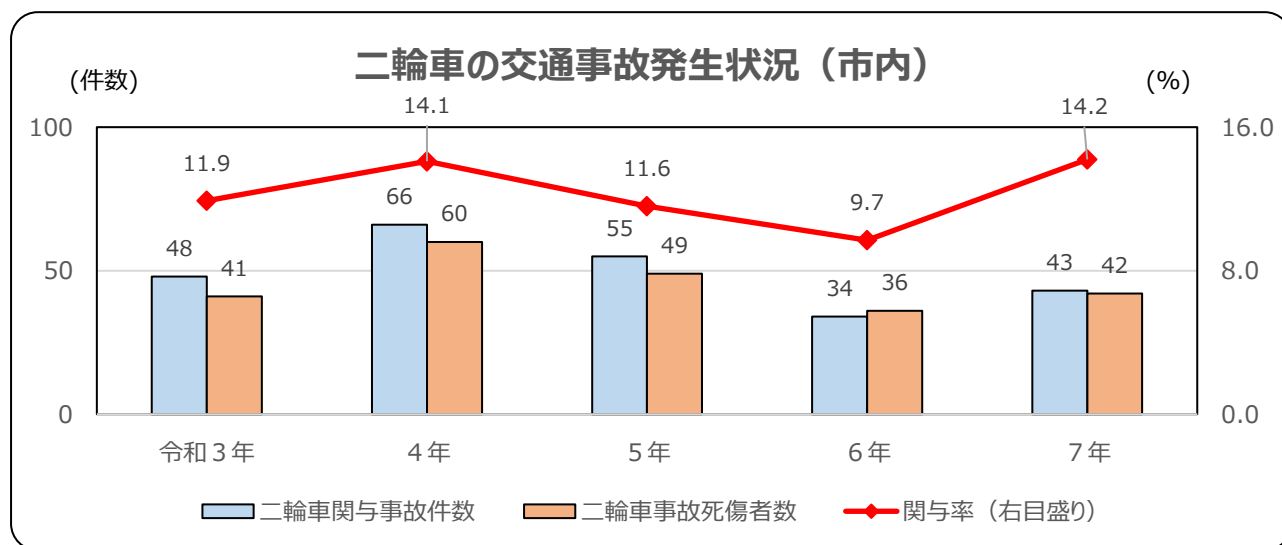
歩行者関与事故件数の年齢層別内訳

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
幼児～小学生	6	7	6	4	0
中学生	1	0	0	0	2
高校生	0	0	2	0	0
18歳程度～65歳未満	28	33	30	22	29
高齢者（65歳以上）	11	23	20	12	12
関与率	23.9%	36.5%	34.5%	31.6%	27.9%
合計	46	63	58	38	43

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(5) 二輪車の交通事故

自動二輪車や原動機付自転車などの二輪車が関与する事故（二輪車事故）が全事故に占める割合（関与率）は、12%前後で推移していますが、令和4年及び令和7年は14%を超えています。二輪車事故件数は、令和4年の66件をピークに減少していましたが、令和7年では増加に転じました。

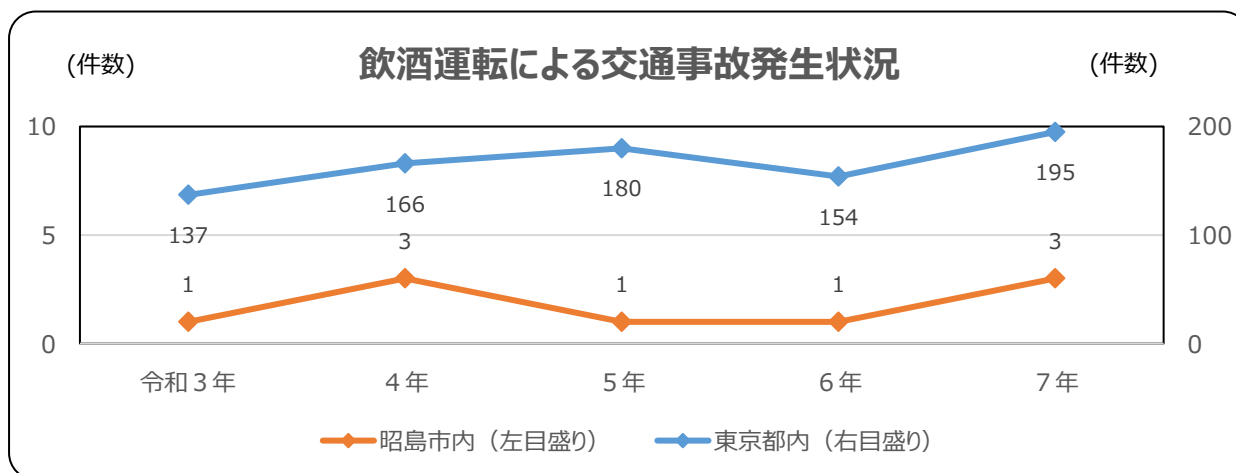


区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故件数（件）	405	468	474	351	302
二輪車関与事故件数（件）	48	66	55	34	43
関与率	11.9%	14.1%	11.6%	9.7%	14.2%
二輪車死傷者数（人）	41	60	49	36	42
死者数	0	1	0	0	0
負傷者数	41	59	49	36	42

【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

(6) 飲酒運転の交通事故

飲酒運転による交通事故は、市内では各年1件～3件発生しています。また、都内においても減少傾向はみられず、令和7年では195件となりここ数年では最も多い状況となっています。



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
東京都内（件）	137	166	180	154	195
昭島市内（件）	1	3	1	1	3

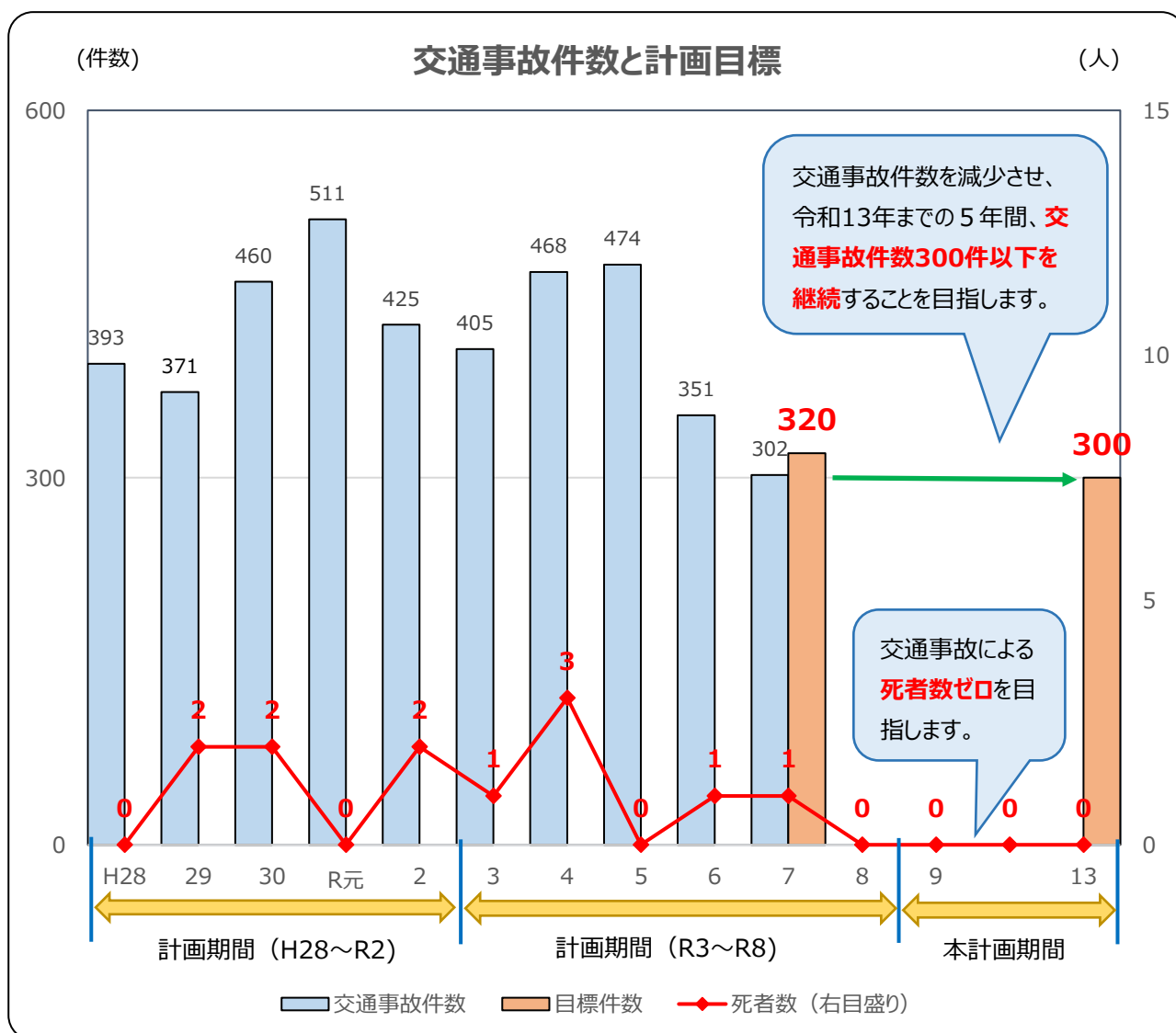
【資料：警視庁交通部「区市町村別各種交通事故発生状況」】

第3章 計画の目標

1 本計画の目標

道路交通事故のない社会を達成することを目指して、本計画では、前計画の目標値や事故件数などの状況を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

- ① 令和13年までの計画期間中、年間の**交通事故発生件数300件以下を継続**することを目指します。
- ② 令和13年までの計画期間中、年間の**死亡事故ゼロ**を目指します。



2 前計画の目標と成果

前計画（計画期間：令和3年度～8年度）では、「**交通事故発生件数を320件以下とする**」ことを目標とし、交通安全対策を実施してきました。

令和3年から令和7年までの交通事故発生件数は、474件（令和5年）から302件（令和7年）の間で推移しており、平均すると年間400件となりました。令和6年以降は減少し、令和7年では302件となり目標値として掲げた320件を下回りました。

第4章 重視すべき視点

本計画では、市内の交通事故発生状況や「第12次東京都交通安全計画」で示された重視すべき視点を踏まえたうえで、以下の視点を重視しながら各課題に対応した各種施策に取り組むことにより、交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制します。

1 高齢者の交通安全の確保

65歳以上の高齢者が関与する交通事故が全体の事故件数に占める割合は30%を超えており、今後も交通事故件数や死傷者を減らすための取組を続けていく必要があります。

ここ数年来においても、自動車の高齢運転者による事故も後を絶ちません。高齢者団体や昭島警察署とも連携を図る中で、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するとともに、自動車の運転免許自主返納を促進します。また、歩行者や自転車利用者にとって安全な交通環境の整備を進めるとともに、交通安全意識の普及啓発等に取り組めます。

2 子どもの交通安全の確保

子ども（幼児、小学生、中学生）が関与する交通事故は、平成12年以降、死亡事故は発生していないものの、子どもが巻き込まれる事故が毎年発生していることから、次世代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくことが必要です。

交通ルールの理解・定着を図るため、関係機関と連携し、学校等における交通安全教育の充実を図ります。また、子どもが安全に通行できる道路環境にするため、生活道路及び通学路等における交通事故防止対策を推進します。

更に、自転車の安全利用意識の早期定着に向け、保護者とともに楽しく安全に自転車利用について学ぶことができる仕組みを整えます。

3 自転車の安全利用の推進

市内の自転車による交通事故件数は、令和7年では146件、全事故件数の約48%を占めています。

近年では、自転車シェアリングや配達・デリバリー等様々な形態で利用される機会が増えている一方で自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さ等による危険な行為がみられる状況も散見されています。

また、近年では、交通事故件数は減少傾向にあるものの、自転車関連事故や自転車の交通違反の検挙件数は増加傾向にあることから、令和8年4月より、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対して「交通反則通告制度（青切符）」が導入されました。

今後においても、学校での安全教育の推進や自転車利用者へのヘルメット着用の啓発など、関係機関が連携を強化し、自転車の安全利用を推進します。

第5章 施策体系

1 施策体系

本計画の基本理念及び重視すべき視点を踏まえ、それぞれの施策に具体的に取り組むことにより、「安全で安心して暮らすことができ、安全に移動することができるまちづくり」を推進します。

施策項目	講じようとする施策
1 道路交通環境の整備	(1) 安全安心な生活道路の構築 (2) 道路の整備 (3) 交通安全施設等の整備 (4) 自転車利用環境の総合的整備 (5) 公共交通機関の利用促進 (6) その他の道路交通環境の整備等
2 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進 (2) 地域における交通安全意識の高揚 (3) 交通安全に関する広報・啓発活動の充実・強化
3 道路交通秩序の維持	(1) 指導取締りの強化 (2) 駐車秩序の確立
4 被害者支援の充実と支援	(1) 交通事故相談業務の実施 (2) 自転車損害賠償保険等への加入促進
5 災害時の交通安全の確保	(1) 緊急通行車両等の交通確保 (2) 大規模事故等の関係機関の相互連携の確保

第6章 施策取組

1 道路交通環境の整備

(1) 安全安心な生活道路の構築

ア 歩道の整備

歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道の未整備区間や幅員の狭い区間において、歩道の整備に努めます。

また、昭島駅北側周辺地域における大規模開発に伴い、周辺地域の交通事情の変化等が見込まれていることから、武蔵野小学校南側の市道（市道昭島11号）の北側に歩道を新設します。

歩道の整備に当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）を踏まえ、バリアフリーに対応し、高齢者や障害のある人を含む誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に努めます。

【市（管理課、建設課）】

イ 生活道路における交通事故防止対策の推進

令和8年9月より、主な生活道路の法定速度の最高速度が30キロメートル毎時（時速30キロ）に引き下げられましたが、市内の「ゾーン30※」として指定されている区域は、特に交通安全対策が必要となる区域であることから、ポストコーンの設置や路面標示の整備を進めるなど、引き続き歩行者や自転車利用者の立場に立った各種交通事故防止対策を推進します。

【市（防災安全課、管理課、交通対策課）】

ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域（ゾーン）を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けを抑制する安全対策をいう。

昭島市内では、令和8年3月末現在で7地域（中神町、福島町三丁目、福島町二丁目、昭和町四丁目、朝日町三丁目～五丁目、中神町及び宮沢町、美堀町一丁目及び三丁目並びに立川市域一部）が指定されている。



ウ 通学路の安全の確保

児童・生徒の登下校時における通学路の安全確保を図るため、学校、教育委員会、警察、スクールガードリーダー、通学路安全連絡員、保護者及び地域住民が連携した取組を進めます。また、通学路上の危険箇所の把握や解消に向けた合同安全点検の実施、登下校時の見守り活動やパトロールの実施など、安全な通学環境の確保に向けた取組を推進します。

【市（教育総務課）】

(2) 道路の整備

【道路現況】

【令和7年4月1日現在】

区分	行政面積	道路延長	道路面積	道路率
東京都	2,199.93km ²	24,807,445m	191,226,715m ²	8.7%
多摩26市	783.95km ²	10,484,135m	74,134,365m ²	9.5%
昭島市	17.34km ²	259,805m	1,889,244m ²	10.9%

【出典：区市町村における交通安全対策事業の現況（東京都）】

ア 市道の整備

高齢者や子ども、障害のある人など誰もが安全に安心して利用できる道路環境を確保するための整備を推進します。【市（管理課、建設課）】

【市道舗装状況】

【令和8年3月31日現在】

区分	道路延長		道路面積	
		割合		割合
舗装済	203,179m	88.1%	1,318,868㎡	95.1%
アスファルト舗装	200,632m	87.0%	1,299,901㎡	93.7%
セメント舗装	2,547m	1.1%	18,967㎡	1.4%
未舗装	27,510m	11.9%	67,527㎡	4.9%
合計（総延長）	230,689m	100.0%	1,386,395㎡	100.0%

【出典：市管理課】

イ 都市計画道路の整備

安全で快適な都市交通の確保と地域生活の基盤整備を図るため、市が事業実施している昭島3・4・1号昭島中央線の早期整備を図るほか、東京都が事業実施している昭島3・2・3号国営公園南線及び昭島3・2・11号国営公園西線について早期整備を要望します。

【市（建設課、都市計画課）】

ウ 都道の整備

幅員の狭い道路、歩道や駅前広場の整備が十分でない路線で、課題がある箇所については、早期整備を要望します。【市（管理課、都市計画課）】

エ 交差点の改良

交差点における左折車の走行速度の低減及び信号表示の切替時における出会い頭事故等を防止するため、交差点巻き込み部の張り出しや横断歩道及び停止線の前出しによる交差点のコンパクト化に加え、右左折車両と横断歩行者の事故を防止するため、交差点付近の視認性確保について交通管理者（警察）と連携を深めながら進めます。

また、右折待ち車両による交通渋滞が発生している交差点の渋滞緩和を図るため、東京都が策定した「第4次交差点すいすいプラン（計画年度：令和7年度～16年度）」に基づき、東京都と連携した交差点改良事業などに取り組みます。【市（管理課、建設課、都市計画課）】

【東京都すいすいプラン整備箇所（昭島市内）】

区分	交差点名称	路線名	通称道路名	地域
第4次	三多摩市場	三ツ木八王子線	－	武蔵野2・3丁目
第2次	多摩大橋北	立川青梅線	新奥多摩街道	中神町2・3丁目、福島町2・3丁目
第1次	福島交番前	立川青梅線	奥多摩街道	福島町1・2丁目、東町5丁目、玉川町3丁目
第1次	和田橋北	立川青梅線	奥多摩街道	中神町2丁目、福島町2丁目
第1次	田中町	立川青梅線	奥多摩街道	大神町3・4丁目、田中町2丁目

※第1次、第2次は整備済

【出典：東京都】

(3) 交通安全施設等の整備

ア 防護柵等の整備

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の負傷や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵等の整備に努めます。【市（交通対策課、建設課）】

イ 道路照明の整備

夜間における道路交通の安全確保と円滑な移動を図るため、夜間における交通事故の多い箇所、道路形態から危険性の高い箇所、交差点、横断歩道設置箇所等を中心に街路灯の整備を推進します。

また、歩道については、幅員、街路樹などの状況を踏まえ、安全性、快適性、環境、景観等を考慮した街路灯（歩道照明）の整備を推進します。【市（交通対策課、管理課）】

ウ 道路標識等の整備

道路標識は、道路交通の安全と円滑を図るために設置される標示板であり、主要交差点における地点名標識、道路の区画線及び路面標示について、交通管理者（警察）と連携を図る中で、分かりやすい表示の整備に努めるとともに、経年劣化等により剥離がある場合は、再塗装等の整備・維持管理に努めます。

また、必要に応じて交通規制標識の大型化・可変性・自発光化や消失等のある横断歩道、停止線等路面標示の再塗装等を交通管理者（警察）に要望します。

【市（防災安全課、交通対策課）、昭島警察署】

エ 信号機の整備

歩行者と車両の通行を時間で分離して、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止を図る歩車分離式信号機、青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制や信号無視の防止を図る「ゆとりシグナル（経過時間表示機能付歩行者用灯器）」などの整備について、交通管理者（警察）に要望します。【市（防災安全課）、昭島警察署】

オ その他の交通安全施設等の整備

交通事故の多発箇所や危険箇所などにおける道路交通の安全と円滑化を図るため、交通管理者（警察）などの関係機関等とも連携を図りながら、区画線やカラー舗装等の路面標示や道路反射鏡など交通安全施設の整備を行います。

【市（交通対策課）、昭島警察署】

(4) 自転車利用環境の総合的整備

ア 自転車通行空間の整備

自転車の車道通行の安全を確保し、歩行者、自転車、自動車それぞれ安全に安心して利用できる道路環境を確保するため、道路や交通安全施設の整備を推進するほか、自転車交通の多い道路等を対象に、交通管理者（警察）と連携しながら自転車ナビマーク等の設置を進め、自転車通行環境の整備を推進します。【市（交通対策課、建設課）】

【昭島市道における自転車走行空間の整備状況】

区分	車道上整備	歩道上整備	合計
令和8年3月31日現在	20,900m	0m	20,900m

【出典：区市町村における交通安全対策事業の現況（東京都）】



【自転車レーン】



【自転車ナビマーク・ナビライン】

イ 自転車等駐車場の整備と運用

昭島市内に整備された市営の自転車等駐車場は、令和 8 年 3 月 31 日現在で市内 5 駅の周辺に 19 か所を設置し、うち 3 か所は原動機付自転車を駐車できる駐車場となっており、引き続き誰もが利用しやすい運営や施設整備に努めます。 【市（交通対策課）】

ウ 放置自転車対策

駅周辺等の放置自転車は、歩行者等の通行妨害や交通事故の誘因となるなど様々な弊害が生じることから、放置自転車の撤去や駅周辺にて放置自転車禁止区域の啓発活動を行うとともに、駅周辺の自転車等駐車場の周知と利用促進を促すなど、自転車放置の防止を図ります。

【市（交通対策課）】

（５）公共交通機関の利用促進

市内の交通不便地域の解消を行うとともに、誰もが安全で安心して移動できる交通体系の維持や市民生活の利便性の向上を図ることなどを目的に A バス（コミュニティバス）を運行しており、更なる利用促進等に努めます。 【市（交通対策課）】



【Aバス（コミュニティバス）】

(6) その他の道路交通環境の整備等

ア 道路の植栽の適正管理

街路樹の生育不良や落枝、枯損木、害虫の発生等による道路交通への支障や道路利用者等の危険を未然に防止するため、植栽の適正管理に努めます。

【市（管理課）】

イ 無電柱化の推進

安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化、良好な都市景観の創出を図るため、東京都とも連携を図る中で、無電柱化を推進します。

【市（建設課、管理課）】

ウ 昭島駅北側周辺地域における交通安全対策の推進

昭島駅北側周辺地域では、物流施設などの建設が進められているとともに、今後もマンションの建設が想定されるなど、土地利用が大きく変わることによる生活環境や交通事情の変化などが見込まれています。

市では、物流施設の整備事業者に対して、道路・交通に関して、渋滞対策、交通安全対策や道路保全対策などの要請を行うとともに、新設道路や交差点の改良事業などの対応では、昭島警察署とも連携を図るなかで、交通安全対策にも取り組んでいます。この新設道路は無電柱化路線となり、自転車専用通行帯が設置される予定となっていることから、必要となる交通安全対策を実施します。

また、武蔵野小学校の南側に位置する通学路でもある市道（市道昭島11号）の北側には歩道を新設し、交通安全対策等の推進を図ります。

今後においても、引き続き、昭島駅北側周辺地域における道路事情を取り巻く環境や道路交通状況などにも注視し、事業者や警察とも連携を図る中で、交通安全対策の推進に努めます。

【市（防災安全課、交通対策課、管理課）、昭島警察署】

【昭島駅北側周辺地域における道路・交通安全施設等整備予定】



2 交通安全意識の啓発

(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進

ア 保育所等における交通安全教育

交通安全のルールに関心をもたせるとともに、昭島警察署と連携して実施する交通安全教室等を通じて、信号の意味や横断歩道の渡り方など、交通安全のルールや道路の通行方法を理解させ、具体的な体験を通して、安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。

【市（子ども育成支援課）、事業者、昭島警察署】

イ 小学校における交通安全教育

安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールの理解など安全に行動することができる判断力を養うため、昭島警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図ります。

また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全教育を開催します。

【市（指導課）、昭島警察署】

ウ 中学校における交通安全教育

小学校での既習事項を発達段階に応じて、確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置等に関する基本的事項の理解を深めるため、昭島警察署と連携し、交通安全教育の充実を図ります。

また、参加・体験型の交通安全教室（スケアード・ストレイト方式※等）を実施し、交通事故の疑似体験を通じ、交通ルールやマナーの遵守の重要性を認識させ、自転車等の安全利用を図ります。

【市（防災安全課、指導課）、昭島警察署】

スケアード・ストレイト方式

スケアード・ストレイト（Scared Straight）とは、恐怖を直視するという意味で、恐怖を実感することでそれにつながる危険行為を未然に防止するための教育手法をいいます。この方式による交通安全教室では、スタントマンによる事故現場の再現を見ることにより、交通ルールを守る大切さや自転車運転時に気を付けることなどを学びます。



エ 高等学校における交通安全教育

中学校までの学習内容を確実に定着させるとともに、交通社会の一員として必要な交通マナーや主体的な安全行動を身に付けられる指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車等の安全な利用に関する事項を取り上げ、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

また、各種運転免許を取得できる年齢となることから、これまで交通弱者として身に付けた交通ルールとマナーに加え、交通強者となり得る立場の認識と社会的責任の自覚について、啓発に努めます。

【都教育庁、昭島警察署】

オ 高齢者に対する交通安全教育

老人クラブ等の高齢者が多く集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた交通安全教育を実施するとともに、昭島警察署とも連携を図る中で、交通安全の呼びかけを積極的に行い、高齢者の交通安全意識の向上を図ります。

また、市老人クラブ連合会と連携し、交通安全シルバーリーダー制度を活用する中で、自転車の点検整備や正しい利用方法などを周知し、自転車事故の防止を図ります。

更に、各種広報媒体を活用した運転免許自主返納制度に関する広報・啓発に努めるとともに、市独自の支援（Ａバス（コミュニティバス）専用回数乗車券の配布）により、高齢者の運転免許自主返納を促進します。
【市（防災安全課）、昭島警察署】

カ 運転者に対する交通安全教育

地域、職域等における運転者講習会を開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

企業内で運転者教育に携わる安全運転管理者等が専門的な知識・技能を習得するため、安全運転に関する研修を奨励し、実践的な運転者教育を推進します。

交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化等に対して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図ります。

また、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図ります。
【市（防災安全課）、昭島警察署】

キ 横断歩行者の安全確保に関する教育

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。更に、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。
【市（防災安全課）、昭島警察署】

ク 自転車利用者に対する交通安全教育

「自転車安全利用ＴＯＫＹＯキャンペーン」、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」の展開やホームページ等多様な広報媒体を活用して、「自転車安全利用五則※」をはじめ、自転車利用のルールの遵守及びマナー向上のための啓発を行います。特に、自転車乗車中の死者の多くが、頭部損傷が原因となっていることから、自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット等の交通事故被害を軽減する器具の着用を促進します。

また、子ども達を自転車事故から守るために、ヘルメット着用等の安全対策の必要性について様々な機会を捉えて周知を図ります。
【市（防災安全課）、昭島警察署】

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※令和４年１１月１日中央交通安全対策
会議交通対策本部決定

(2) 地域における交通安全意識の高揚

ア 地域の交通安全組織の支援

市内において、交通事故の防止に関する事業を行っている「昭島市交通安全協会」の活動を支援し、昭島警察署や地域との連携を深め、幅広く交通安全意識の高揚を図ります。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

イ 地域ぐるみの交通安全運動の推進

春と秋の「全国交通安全運動」、「T O K Y O交通安全キャンペーン」等を契機として、昭島警察署や関係機関が連携し、広く市民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付けることにより、安全で快適な交通社会の実現を目指します。

また、東京都においては、毎月10日を「一日交通安全運動の日」と位置付けていることから、関係機関とも連携し、交通安全に関する普及啓発活動を実施します。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

(3) 交通安全に関する広報・啓発活動の充実・強化

ア 多様な広報媒体による広報活動の充実

市民一人ひとりが「交通安全」を自分自身の問題として捉え、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図るなどの交通安全運動の実践を定着させるため、広報あきしま、市ホームページ、懸垂幕、ポスターなどの各種広報媒体、交通安全運動等のイベントや各種会議等での啓発など、あらゆる機会を通じて効果的な広報活動を推進します。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

イ 関係機関が連携した広報啓発等の実施

昭島警察署や昭島交通安全協会などの関係機関とも連携し、広報車による巡回広報、全国交通安全運動に伴うパレードや交通安全キャンペーン等を通じた広報・啓発活動を実施します。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

3 道路交通秩序の維持

(1) 指導取締りの強化

ア 通学路等における指導取締り

通学路等における子どもの安全を確保するため、昭島警察署に対して通学路の登下校時間帯等の通行禁止違反や横断歩行者妨害等の交通違反の指導取締り強化を要請します。

【市（教育総務課）】

イ 横断歩行者妨害違反の取締り

横断歩道における歩行者優先の徹底等、歩行者の安全確保に向けた交通ルールの浸透を図るため、重大事故に直結する横断歩行者妨害違反の指導取締りを推進します。

【昭島警察署】

ウ 自転車利用者対策の推進

自転車利用者による交通事故を防止するため、昭島警察署や関係団体と連携し、自転車安全利用の啓発・指導の強化を行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、交通反則通告制度に基づく交通反則切符（青切符）等による取締りを実施します。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

エ スマートフォン使用等（ながら運転）の取締りの推進

運転中のスマートフォン等の使用は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、運転中のスマートフォン等を使用させないための周知・啓発等を推進するとともに、昭島警察署へ指導取締り強化を要請します。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

(2) 駐車秩序の確立

ア 違法駐車の実態や市民からの通報等を踏まえ、指導取締りの強化を要請

違法駐車の実態や市民からの通報等を踏まえ、指導取締りの強化を要請します。

【市（防災安全課）、昭島警察署】

イ 路外駐車場の整備促進

再開発事業や大規模小売店舗の計画を早期に把握し、二輪車を含めた適正規模の駐車場整備及び既存駐車場の有効活用について、事業者に対して関係機関とともに働きかけを行います。

【市（都市計画課、交通対策課）】

ウ 放置自転車対策の推進

鉄道事業者及び関係機関・団体との幅広い連携を図る中で、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車利用者に対して自転車の放置防止と自転車等駐車場の利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。

【市（交通対策課）】

4 被害者支援の充実と支援

(1) 交通事故相談業務の実施

交通事故に関する損害賠償問題や示談、保険金の請求手続など、交通事故に関する様々な相談に的確に対応するため、弁護士による交通事故相談などの市民無料相談を引き続き実施するほか、東京都交通事故相談所や（公財）日弁連交通事故相談センターなどの専門の相談機関の周知にも努めます。

【市（広報課、防災安全課）】

【交通事故相談状況】

区分	相談内容					合計
	賠償問題	過失割合	示談	後遺症問題	その他	
令和3年度	7件	1件	0件	0件	0件	8件
令和4年度	3件	0件	0件	0件	4件	7件
令和5年度	9件	2件	0件	0件	8件	19件
令和6年度	4件	0件	0件	0件	2件	6件
令和7年度	7件	2件	0件	0件	0件	9件
合計	30件	5件	0件	0件	14件	49件

【出典：市広報課】

（２）自転車損害賠償保険等への加入促進

東京都は、自転車事故の状況や国の動向を踏まえ、東京都自転車安全利用条例において令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等の加入を自転車利用者、未成年の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けています。

自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、東京都自転車安全利用条例及び東京都自転車安全利用推進計画に基づき、保険事業者による自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

【市（防災安全課）】

5 災害時の交通安全の確保

（１）緊急通行車両等の交通確保

災害発生時には、「昭島市地域防災計画」に基づき、人命救助、消火活動や災害応急対策に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、市内の道路状況を把握し、応急復旧や道路上の障害物の除去作業を行い緊急自動車等の交通の確保を図ります。

また、都内において大地震（震度6弱以上）が発生した場合には、大規模な交通規制が実施されます。第一次交通規制として、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通すための交通規制が実施され、環状7号線から都心方向への一般車両の流入禁止等の措置がとられるほか、国道20号（甲州街道）等の7路線が「緊急自動車占用道路」に指定されます。

その後、災害応急対策を円滑に行うため、被害状況や道路状況に応じて、第二次交通規制として35路線のうち必要な路線が「緊急交通路」に指定されます。市内では、国道16号、都道29号（新奥多摩街道）、都道59号（八王子武蔵村山線）の3路線が対象路線に指定されており、市も交通規制の実施に協力します。

市は、道路管理者として、道路上の障害物が除去できない場合や道路破損などにより交通が危険であると認められた場合は、警察署など関係機関と連携して通行止め等の交通規制を行います。

市が定める緊急輸送道路については、緊急道路障害物除去路線として、災害時には迅速に関係機関や関係業界と協力して道路障害物除去や放置車両対策を実施します。

【市（管理課、交通対策課）、昭島警察署】

（２）大規模事故等の関係機関の相互連携の確保

市内において大規模事故等が発生した場合は、東京都や関係機関と相互の協力体制を確保し、応急対策を実施します。

【市（防災安全課、管理課、交通対策課）、昭島警察署】

第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けた各主体の役割等

本計画の推進に当たり、行政機関、交通事業者、交通関係団体、ボランティア、市民が連携し、交通事故防止に向けて、相互に協力しながら、効果的な交通安全対策を推進します。

(1) 行政機関

本計画の趣旨及び施策を踏まえ、地域の交通情勢や市民の生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、昭島警察署や昭島消防署等の行政機関や交通関係団体等と連携して、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を総合的・一体的に推進します。

また、交通事故を減らすためには、安全に対する知識の習得が重要なことから、関係機関と連携しながら、わかりやすい情報発信等の啓発活動に取り組みます。

(2) 交通事業者、交通関係団体、ボランティア等

事業者は、安全運転管理者、運行管理者等を通じて、従業員に対する交通安全教育を推進するなど、安全な運転等を確保するために必要な措置を講じます。

交通関係団体や交通安全に関わるボランティアは、各地域において、昭島警察署や昭島市と連携し、相互に協力しながら、効果的な交通安全運動を推進します。

(3) 市民

悲惨な交通事故を無くしていくためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、適切なマナーを実践する必要があります。市民の方々は、家庭、学校、職場、地域等のそれぞれにおいて、交通安全に関する自助、共助の取組を行うとともに、運転者や歩行者等それぞれの立場から交通安全について考え、行動していくことが期待されます。

2 進行管理

「昭島市交通安全対策連絡協議会」において、毎年度、市内の交通事故発生状況や本計画を踏まえた各種施策の取り組み状況等を確認しながら、市の交通安全対策を効果的に推進します。

資料編

1 昭島市交通安全対策連絡協議会設置規程

(設置)

第1条 市内における交通道德の高揚と交通安全思想の普及徹底、道路環境の整備改善等を推進し交通事故防止を図るため、昭島市交通安全連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、交通事故防止対策に関する必要な連絡事項を協議する。

(組織)

第3条 協議会は、市長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する会員24人以内をもって組織する。

(1) 関係団体の代表者 18人以内

(2) 関係行政機関の職員 6人以内

2 市長は、会員が欠けた場合は、補欠会員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の設置及び権限)

第5条 会長は、市長をもつてこれに充て、副会長は、会員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する会員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。

(書記)

第8条 協議会に、書記若干名を置く。

2 書記は、昭島市職員のうちから、市長が委嘱する。

3 書記は、会長の命を受け、事務に従事する。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 昭島市交通安全対策連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 市内における交通道德の高揚と交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し交通事故防止を図るため昭島市交通安全対策連絡協議会設置規程第9条に基づき昭島市交通安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）運営要綱を次のように定める。

(委員)

第2条 協議会規程第3条の会員は次の各号に掲げるものとする。

(1) 関係団体の代表者

- ア 自治会連合会代表
- イ 交通安全協会代表
- ウ 公立小学校PTA協議会代表
- エ 公立中学校PTA協議会代表
- オ 公立小学校校長会代表
- カ 公立中学校校長会代表
- キ 青少年とともにあゆむ地区委員会代表
- ク 昭島高校交通事故防止連絡協議会代表
- ケ 商工会代表
- コ 東日本旅客鉄道株式会社駅長代表
- サ 西武鉄道株式会社駅長代表
- シ 貨物自動車運送業の代表
- ス 幼稚園協会の代表
- セ 保育園長会の代表
- ソ 老人クラブ連合会の代表
- タ 民生委員・児童委員協議会の代表

2 関係行政機関の職員

- (1) 昭島市総務部長
- (2) 昭島市学校教育部長
- (3) 昭島警察署長
- (4) 昭島警察署交通課長

(事務局)

第3条 本協議会の事務局は、総務部防災安全課に置くものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年10月1日から実施する。
- 2 昭和37年4月1日施行の昭島市交通安全対策連絡協議会運営要綱は廃止する。

この間の附則略

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

昭島市交通安全計画（素案）

発行年月：令和８年９月

発 行：昭島市

編 集：昭島市総務部防災安全課

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

電話 042-544-5111（代表）

FAX 042-544-7552